

令和7年度起業なら富山！創業・移住支援事業（起業支援金）補助金 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が実施する起業なら富山！創業・移住支援事業（起業支援金）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、県内で新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業する中小企業者等から、社会性及び必要性・事業性・デジタル技術の活用が認められる事業等計画を募集し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、魅力的で地域活性化に貢献するビジネスでの起業等を支援し、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象補助事業者）

第3条 機構が補助する補助事業者は、中小企業（みなし大企業を除く）、個人事業者又は特定非営利活動法人等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者から、機構が設置する審査会において選定された者とする。

- (1) 富山県内に居住していること、又は令和8年2月28日までに富山県内に移住すること。
- (2) 新たに起業をする場合、令和7年4月1日以降、令和8年2月28日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- (3) 事業承継又は第二創業をする場合、令和7年4月1日以降、令和8年2月28日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主、もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。
- (4) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を富山県で行っている又は富山県内で行うことを予定している者であること。

ただし、事業承継又は第二創業の場合で、法人等の登記が富山県外であっても富山県内で事業を実施することが確認できる場合は、対象とすることができる。

(5) 次のいずれかを満たす者であること。

①過去3年以内に県の指定する以下の講座を修了した者。

・スタートアッププログラムin東京

②過去3年以内にビジネスプラン等の作成を主とし、計5日以上に渡って支援を行っている県内の創業プログラムを修了した者。

③過去3年以内に県内のビジネスコンテストへ出場し、出場したビジネスプランコンテストにおいて最終選考まで通過した者。

④申請時点で、県が指定するインキュベーション施設等を利用する者で、申請時点から起算して過去6ヶ月以上にわたり、入居もしくは利用者登録を行っている者。

⑤申請時点で、県が指定するインキュベーション施設等を利用する者で、事業完了の期間までの間に、利用開始から起算して6ヶ月以上の継続した利用をする意思のある者。

⑥県が指定する創業に関わる支援機関の指導を受け、支援機関の確認書（様式第1号）を機構へ提出する者。

(6) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

(7) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）である場合（ただし、ウに該当する場合であっても、経営に支配力を有しないと認められる場合を除く。）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合

(3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

(4) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合

- (5) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (6) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (7) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
 - (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (10) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者
- 3 補助対象者は補助事業の実施と実績報告にあたり、次の事項を遵守すること。
- (1) 助成金の交付がない場合であっても、事業の実施が可能な資金計画となるように努めるものとする。
 - (2) 実績報告後に補助金が支払われる点（精算払い）を踏まえた資金計画であるように努めるものとする。
 - (3) 公的財源を用いた補助金であることに充分留意し、下記のア～エに努めるものとする。
 - ア 機構の職員から提供される手引等の文書の閲読・理解、時宜に応じた参照と確認
 - イ 機構の職員との助成対象経費の内容等に関する確認・変更や、検査実施等を目的とした円滑な連絡調整
 - ウ 機構の職員の指示による必要な証拠書類・帳票類・報告書の適切な時期における整備・作成・提出
 - エ 企業名・代表者名・補助事業概要の公表等、補助事業を実施する組織の広報活動への協力
 - (4) 事業完了後も県内各創業支援機関等の支援を継続して受け、事業継続に努めるものとする。

（対象事業）

第4条 機構が補助する補助事業者が行う事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 新たに起業をする場合は、富山県が実施計画において定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する、魅力的で地域活性化に貢献する事業（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）であること。
- (2) 事業承継又は第二創業をする場合は、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ富山県が実施計画において定める社会的事業の分野において、デジタル技術

を活用して地域課題の解決に資する、魅力的で地域活性化に貢献する事業であること。

(3) 富山県の管内で実施する事業であること。

(4) 令和7年4月1日以降、令和8年2月28日以前に新たに起業する事業、もしくは事業継承又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

(5) 公序良俗に反する事業でないこと。

(6) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

(7) 医師又は歯科医師が病院や診療所等で患者に対して医業を行う事業でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助事業の補助対象経費は、前条に定める事業に要する経費のうち、以下に掲げるものとする。

機械設備費、器具工具備品費、構築物費（不動産の取得、基礎工事を行うもの、自動車の取得は除く）、店舗改装費、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他当機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

（補助率及び補助金額）

第6条 機構が補助事業者に補助する金額は、第5条に規定する補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、最大80万円とする。なお、富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年富山県条例第26号）第2条に定める中山間地域において事業を実施する場合にあっては20万円、申請時点で富山県内に住民票を移して1年以内又は補助事業期間完了日までに富山県内に移住する予定の者であり、富山県内に住民票を移す直前の連続して1年以上かつ10年間のうち通算5年以上の期間を富山県外に在住していた場合にあっては100万円を加算する。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第2号）に同様式で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

- 第9条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び中小企業診断士による現地調査等のうえ、審査会においてその内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請した者（以下「補助事業者」という。）に対して交付の決定をしなければならない。
- 2 理事長は、前項による交付の決定に当たっては、仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定時において仕入控除税額の減額を行うこととする。

（申請の取下げ）

- 第10条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、計画変更申請書（様式第4号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 理事長は前項の申請があった場合は、その適否を計画変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書

(様式第 6 号) を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 理事長は前項の報告書を受理したときは、補助事業者に対し当該事業の取扱いを指示するものとする。

(遂行状況報告)

- 第 13 条 理事長は補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行の状況を報告させることができる。この場合において、補助事業者は補助事業の遂行の状況に関して遂行状況報告書(様式第 7 号) を理事長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第 14 条 補助事業者は、遂行状況報告書(様式第 7 号) を提出して、理事長に概算払を請求することができる。
- 2 前項の場合において、理事長は報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付決定額の 2 分の 1 を限度として、1 回に限り補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書(様式第 8 号) をその完了した日から 30 日以内、もしくは令和 8 年 2 月 28 日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 16 条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第 9 号) により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

- 第 17 条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金精算払(概算払) 請求書(様式第 10 号) を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第18条 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 理事長は、交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第11号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。
- 3 理事長は第1項又は前項の場合において、補助事業者に対し補助金を返還するよう通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条 補助事業者は、当該補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくはそれらの実施権を設定した場合には遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得等届出書（様式第12号）を理事長に届け出なければならない。

（取得財産）

第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が、理事長が別に定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用が増加

した財産（以下「取得財産等」という。）を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、理事長の承認を受けなければならない。この場合において理事長は、取得財産等の処分をすることにより補助事業者に収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（収益納付）

第22条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に本補助事業に係る利益状況について、利益状況報告書（様式第13号）により理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、利益状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施の結果、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与も含め、純利益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（証拠書類の保存等）

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、補助事業に係る帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

（実施細目）

第23条 この要領に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月31日限りで廃止するものとする。

ただし、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条は廃止後も令和14年3月31日まで効力を有する。

(別紙)

富山県が実施計画において定める分野とは、下記の（１）から（１０）までの産業分野等を指す。

- （１）地域活性化関連
- （２）まちづくりの推進
- （３）過疎地域等活性化関連
- （４）買物弱者支援
- （５）地域交通支援
- （６）社会教育関連
- （７）子育て支援
- （８）環境関連
- （９）社会福祉関連
- （１０）Society5.0関連業種など付加価値の高い産業分野